明治二十五年十二月十四日

（定價金二錢）

（本號十面）

（明治三十五年十一月廿日郵便物第三種ノ認可）

時事新報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月刊休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日間	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

時事新報は全國中紙面の最も賑き新聞紙なり

第三千五百二十五號

明治廿五年十二月十四日水曜日

舊曆壬辰十月廿六日（庚辰）

日出午前六時二十四分　日入午後四時二十七分

月出午前一時五十九分　月入午後一時四十六分

滿潮午前一時三十分　干潮午後一時三十六分

（西曆一千八百九十二年）

本社（寄稿に付

現内閣下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

難局更に一難を加へたり

目下政治の難局は現内閣に在る老政客の責任として免れざる所なれども今回政府が地價修正の案を提出したるの一事は其難局に更に一難を加へて益々〳〵責任を重くしたるものと云はざるを得ず抑も修正の說は年來民黨の希望として其聲頗る高きが如くなれども眞意の存する所は明白にして識者の間には自から定論あり且曖然社會に勢力を有する獨立具眼の士人は之が爲めに心を動かさゞるが故に若しも政府が守る所を失はずして斷然その決心を示すときは民間の論は自から止むの時あり可し或は自から止まざるも區々たる物論は施政の大體を妨ぐるに足らず目下の難局は自から由來のあるみとなれば其難を解くには亦自から手段もある可き筈なるに然るに當局者は此邊の計に思ひ到らずして眼前の急に迫られ修正の一事以て百難を解くに足る可しと考へたるものか輕卒にも其案を提出したるみを抑も間違ひの根源なれ蓋し地價修正は民論一般の希望にして之を斷行するが爲めとあれば他の稅法の改正の如きは差したる苦情もなかる可し殊に議員の多數は預事人民と一種の關係ありて此案に反對せざるみと必然なるが故に議場の通過疑なかる可しとて扨みを一方には修正案を餌に擧げ一方には三稅改正の要求を爲して交換利用の策に出でたるみとならん策し得て妙なるが如くなれども本來一般の修正論は眞實に修正其事を希望するに非ず何は兎もあれ政費節減の一點より政府を苦しめんとするに外ならざるものなれば彼を以て此に代ふるとありては到底承服す可らず現に修正の原案は異議なく議場を通過したるも拘はらず三稅の改正に就ては各黨各派いづれも反對の意見にして純粹に贊成せんとするものは甚だ少數なるが如し其成行は未だ知る可らずと雖も若しも議會の多數が修正案のみは議決し置きながら意よ三稅の改正を承諾せざるときは政府に於ては之を如何す可きや一旦可決したる原案を撤回するか或は貴族院の否決に依賴する外に策なきみとならん當局の老政客が辛苦經營して其發表まで固く秘密を守り一發世間を驚殺して瞬間に功を收めんとした る其得意の政案も俗に云ふ百日の說法に歸して朝蜂取らずの結果に終るは一場の奇談として尙ほ可なれども我輩の掛念する所は今後の成行に在り今回政府が修正を明言したるは恰も民論に對して質を與へたるものなれば修正の論は今後ますます氣焰を高め一方の增稅は一錢も許さずして只一方に向て修正の斷行を促す其趣は債主が借金の返濟を促すと同樣の觀を呈するや疑ふ可らず年々歲々斯くの如くにして其成行は如何なる可きや政府の事業は一も擧らずして益々局面の難を極め遂に始末の付かざるに至るの患はなかる可きやと我輩の今より氣遣ふ所なり或は又民論の鋒、案外に鋭ならずして表面には反對の權幕を粧ひながら內實は撰擧人民の怒に觸るゝみを恐れて修正案と共に三稅の改正に同意するみとあらんか政府の計略は恰も其圖に中りて一時の成行は其だ妙なるが如くなれども扨その結果は如何と云ふに一たび或る部分の修正を斷行するときは其澤に浴せざる他の部分のものは忽ち不平を訴へて喋々するみと猶ほ今日の有樣に異ならず其不平は次第〳〵に傳染して遂に全國の大修正と行ふに非ざれば止まざるは勿論、彼の地租輕減の論も一方に修正の實行されるゝを見て默止す可きに非ざれば益々火の手を强めて政府に迫るみとならん此時に及んで其火元なる政府の處置は何れ次出づ可きや最初に火を發したるみや其甲斐ある可らず然らば止むを得ず民論の望に應じて大に斷行せんか今度の修正に於てさへ國庫の歲入に三百七八十萬圓の減額を生じて他の稅源より償はんとする程の次第なれば此上の修正輕減には其償を何れの處に求む可きや如何なる財略家と雖も其遣繰算段には當惑するみとならん到底行ふ可らざるみとなれば今度の一變は計り全國に不平の種を蒔て今後の政を益々困難ならしむるに過ぎざるは我輩の斷言して疑はざる所なり思ふに從來の難局未だ解けざるの今日に當り更に將來の一難を增す當局者の責任は益々重きを加へたりと云ふ可し或は今の當局者にして其地位を去るみとありと雖も我輩は其地位の如何に拘はらず此難を艱したるの一事をば其人々の責任として永久忘れざるものなり

官報

○勅令

朕公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免ニ關スル勅令中追加ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十二月十二日

內閣總理大臣臨時代理

內務大臣伯爵井上馨

文部大臣河野敏鎌

勅令第百十三號

明治二十四年勅令第二百四十四號公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免ニ關スル勅令中左ノ通追加ス

公立中學校ノ下高等女學校ノ五字ヲ加フ

勅令第百十三號參照

勅令第二百四十四號公立中學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免（明治二十四年十二月十日官報ニ抄錄）

第一條　公立中學校專門學校技藝學校職員ノ名稱左ノ如シ

學校長　教諭　助教諭　舍監　書記　寄宿舍ノ設アル學校ニ限ル

勅令第百十四號

明治二十五年勅令第三十九號公立學校職員等級配當ノ件ニ關スル勅令中左ノ通改正ス

本文中「職員」ノ下「官等」ノ二字ヲ加ヘ「官職等級」ヲ「官等」ト改ム

但書中「但」ノ下「同官等又ハ」ノ五字ヲ加フ

奏任文官ニ同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表中「等級」ヲ「官等」ト改メ「公立中學校」ノ次ニ「公立高等女學校」ノ七字ヲ加ヘ又「六等」「七等」「八等」「九等」ヲ「五等」「六等」「七等」「八等」ト改ム

判任文官ニ同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表中「公立中學校」ノ次ニ「公立高等女學校」ノ七字ヲ加ヘ市町村立小學校ノ行二等三等四等ノ欄內「學校長」ノ次「本務月俸四十圓以上」「本務月俸三十圓以上」「本務月俸二十圓以上」「本務月俸十五圓以上」「本務月俸十圓以上五十圓未滿」「本務月俸五十圓以上四十圓未滿」「本務月俸三十圓以上三十圓未滿」ト改ム

朕公立學校職員等級配當ノ件ニ關スル勅令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十二月十二日

內閣總理大臣臨時代理

內務大臣伯爵井上馨

文部大臣河野敏鎌

○司法省令第十二號

明治二十三年（二月）法律第六號裁判所構成法第三十一條ニ依リ明治二十六年一月四日ヨリ靜岡地方裁判所管內沼津區裁判所岡山地方裁判所管內高梁區裁判所廣嶋地方裁判所管內三次區裁判所及ビ仙臺地方裁判所管內石卷區裁判所ニ支部ヲ開キ其管轄左表ノ通相定メ豫審ヲ要スル事件ヲ除ク外地方裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事第一審ノ事務ヲ取扱ハシム

支部	管轄區域裁判所
沼津	下田　吉原　新見
高梁	田吉
三次	高梁
石卷	三次　庄原　登米　氣仙

明治二十五年十二月十三日

司法大臣伯爵山縣有朋

○遞信省告示第二百九十七號

本月十六日ヨリ遠江國中泉驛道停車場電信取扱所ニ於テ同所ヨリ十八町以內ニ宛タル電報ハ直ニ之ヲ配達ス

明治二十五年十二月十三日

遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○芝集會所の議決

去る十一日午前九時より芝山內の集會所に於て紡績會社の出席者田中、渡邊（春三）植田、川越、清水、石原等の諸氏十餘名にして各派より議會に提出せし問題に付協議をなし左の如く決定したり

第一　航路補償案　賛成

第二　輸入棉花關稅免除法律案　反對

理由　日本の棉作擴張に影響するのみならず目下新興を要せるの折柄なるが故反對すること

第三　條約改正上奏案　反對

理由　上奏は極々に爲す可からざる者なるが故反對すること

第四　海軍改革の建議案　賛成

理由　海軍改革の建議案には賛成なれども軍備の縮減も必要なれば現內閣出の建議報知第二號は斷造するの方針を取ること

第五　海員稅法案　賛成

第六　傷給稅法案　賛成

此案は意見區々にして一致せず豫算削減の如何に依て意見を定むること

第七　狩獵法案　賛成

議長協會より提出せし修正法案に賛成し民黨三案提出の決議案は不必要とす

尙歟算に對する方針は目下田中源太郎氏の擔當にて熱心調査中にて未だ決定に至らずと云ふ

○兵庫縣第二區候補者談

同縣第二區の代議士渡邊徹氏辭職せしの談を聞くに未だ公然自由黨改進黨とも陰にては淡路の人にて候補者と定め五州同盟推撰するゝと決し其馬郡の三田幷に川邊郡なる運動を試むる手筈計畫中にて未だ候補者元八部郡長たりし武井計り難く又川邊郡撰出づるならんとの意見派の方にては未だ何ん疑ひなかるべきも事はやも知れずと云ふ

○決議案の再返却

干渉の建議案に關する會に於て受くべかりしに堅九日左の如く答法律ノ規定ニヨリ難ク服アル時ハ他ニ救正其効ナキモノトス

明治二十五年十二右に付き同縣會にては議論盛にして左の如決したるよし

本會ハ正當ノ議權ナレハ却下セラルヽ

明治二十五年十二

○福井縣會議員の分項

同縣坂井郡撰出議くの途次二名の暴行たるよし右は土木事件らんと云ふ

○南米共和國の戰

ンタイン及び秘魯の二さん爲め竊かに戰爭の其川意も熟したるが如に於て斯く計畫する所敢て油斷せず然るに未て發せんが爲なり故に

○千嶋艦沈沒の遺

所學生一同は千嶋艦沈我海軍大臣（左の如き

明治二十五年十二月帝國軍艦千嶋艦水嶋と衝突し艦體直に沈嶋の遠く重洋を超ふて見聞する所あり

窃に我帝國前途の爲し帝國海軍の爲痛惜意を表す

明治二十五年十二

海軍大臣子爵仁

○新刊書

●歲計豫算論　は曾補り豫算の不成立に至る曾補氏の敎に曰く歐豫算に關して政府議會豫算に關して政府議會るもの多きを恨み學者亦一定の議論なき

時事新報は毎號詳細なる商況物價の報告あり